

市民平和のつどい実行委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく平和思想の普及啓発を図るため、相模原市が主催する市民平和のつどいを市民が主体となって実施することを目的とした市民平和のつどい実行委員会(以下「実行委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民平和のつどいの企画及び立案
- (2) 市民平和のつどいの運営

(組織及び委嘱)

第3条 実行委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募により選出される市民
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する者については、引き続き5期を超えて再任できないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 実行委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長になる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、国際平和に関する事務を所管する課に置く。

- 2 事務局長は、国際平和に関する事務を所管する課長をもって充て、実行委員会の庶務を統括する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営その他必要な事項は、実行委員会で協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(令和2年度中に委嘱される委員の任期の特例)
- 2 令和2年度中に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和4年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし次項の規定は、平成29年12月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この要綱による委員の委嘱に関し必要な手続きその他委員の選定に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。